明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

七　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項及び第十八条第一項の規定に該当する者並びに昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十　（略）

十一　削除

十二　（略）

3～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

チ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

リ　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ヌ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ル　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ヲ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ワ　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

七　第四号ロ及びハ並びに第五号イに掲げる者にあつては、その者の配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十　（略）

十一　公的年金給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十二　（略）

3～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）